



報道機関 各位

記者発表資料
平成31年4月22日（月）
問い合わせ先：障害者更生相談センター
所長：大室
担当：田中、曲淵
電話：646-3129
内線：6737

「さいたま市高次脳機能障害者支援センター」を開設します！

～わかりやすく相談しやすい窓口～

さいたま市では、平成31年5月7日（火）から大宮区役所4階の障害者更生相談センター内に「さいたま市高次脳機能障害者支援センター」を開設します。

1 目的

「さいたま市高次脳機能障害者支援センター」を開設することにより、高次脳機能障害者やその家族、関係機関に分りやすく、相談しやすい窓口になるとともに、相談支援事業を拡大することで、より多くの相談に対応することが可能となり、高次脳機能障害者への支援の拡充を図ります。

2 開設日時

平成31年5月7日（火） 8：30～

3 設置場所

大宮区役所4階 障害者更生相談センター内
住所…さいたま市大宮区吉敷町1-124-1
電話…048-646-3125
FAX…048-646-3163

4 事業内容

(1) 「相談支援事業」

日常生活上の困りごとや医療、福祉サービス等に関する相談

(2) 「研修事業」

支援者、医療関係者向け研修会や新任職員向け専門研修会等の実施

(3) 「グループ事業」

当事者グループ「はじめの一步」や「家族教室」の開催

(4) 「当事者会・家族会の開催活動支援事業」

当事者家族会「ナノさいたま」や「地域相談会」の開催・活動支援

(5) 「スーパービジョン事業」等

専門医による困難事例へのコンサルテーション、市内の医療機関や福祉関係団体との連携、福祉関係団体が主催する研修会やケースカンファレンスへの専門職員の派遣等

5 相談時間

9：00～16：00 月曜日から金曜日（祝・休日、年末年始を除く）

6 組織・職員体制

保健福祉局 福祉部 障害者更生相談センター 高次脳機能障害者支援係

職員4名…係長・精神保健福祉士（1名）・心理士（1名）・言語聴覚士（1名）

「高次脳機能障害」とは？

脳の病気や交通事故等の外傷により、脳が損傷を受けた後に起こる障害であり、厚生労働省の診断基準では、「記憶障害」・「注意障害」・「遂行機能障害」・「社会的行動障害」の4障害を指しますが、脳の損傷部位により様々な症状が出現します。